

# 開田小学校いじめ防止等の対策基本方針

令和 6 年 5 月  
木曾町立開田小学校

## 目 次

1 開田小学校いじめ防止等の対策基本方針について	
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
(3) いじめの定義	1
2 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み	
(1) いじめを未然に防ぐために	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめの対応	3
①いじめの疑いを捉えた場合の対処	3
②いじめの認知後の対処等	3
③重大事態が発生した場合の対処等	4
④いじめ解消に向けた取り組み	4
⑤インターネット上のいじめに対する対処	5
図 1 学校におけるいじめ防止等の対策のための会議	6
図 2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	7
図 3 重大事態発生時の報告・調査の流れ	8

## 1 開田小学校いじめ防止等の対策基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を感じさせる恐れがあります。

木曽町立開田小学校では、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「開田小学校いじめ防止等の対策基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

## 2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と<sup>①</sup>一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は<sup>②</sup>物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が<sup>③</sup>心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- ②「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- ③「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。

### [いじめの態様の例]

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・仲間はずれ、個人・集団から無視される
- ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる

- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

#### [いじめの理解]

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わぬいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要があります。

また、「暴力を伴わぬいじめ」は、児童が入れ替わり、加害者にも被害者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することはできません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、その周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見・認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

## 2 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み

### (1) いじめを未然に防ぐために

- ◆全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童だけでなく、保護者を含めて、いじめをしない、させない、許さない学校づくりを進めます。
- ◆児童が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を開催し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成します。
- ◆児童間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるように指導します。
- ◆児童が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行います。
- ◆いじめを人権問題ととらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事（「11月人権教育月間」等）を計画的に進め、児童の人権意識の向上を図ります。

### (2) いじめの早期発見

- ◆「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童の言動や表情を細かく観察することや児童に対する定期的な調査等を実施することで、いじめの早期発見に努めます。
- ◆いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな

サインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。

- ◆いじめによるストレスや悩みを抱えている児童は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、保健室等の相談窓口の周知を図りながら気軽に相談できる場づくりを行い、状況によっては早めにスクールカウンセラーにつなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。

### (3) いじめの対応

#### ①いじめの疑いを捉えた場合の対処

- ◆いじめの疑いがあることを確認したときは、学校から町教育委員会へ一報し、学校組織で詳細を確認しながら、その経過を共有しつつ、事実確認を正確に行います。必要に応じて家庭とも協力しながらその事実を共有し、児童が安心して生活できるように支援を行います。

#### ②いじめの認知後の対処等

- ◆いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童、いじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、「生徒指導委員会」に報告し、情報を共有します。以後、生徒指導委員会が中心となり、当該いじめ問題の対応について適切・適時に調査・協議等を行います。
- ◆「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った児童の保護者の理解を得た上で、当該児童を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童を守る措置を講じます。
- ◆いじめられている児童自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該児童の登下校の見守り等を行い、当該児童の安全を確保します。
- ◆いじめを行ったとされる児童に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該児童の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むよう促す配慮をします。
- ◆いじめられている児童といじめを行ったとされる児童それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
- ◆学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について生徒指導委員会で確認した結果を町教育委員会に報告します。

#### ③重大事態が発生した場合の対処等

※重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※その他、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

- ◆学校は、重大事態（疑いを含む）が発生した場合、町教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、危機管理マニュアルを整備しておきます。
- ◆事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに学校組織を中心とした対応チームを作ります。
- ◆関係児童への事実確認と関係児童の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行います。
- ◆関係機関等（警察・医療・消防・町教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築を行います。
- ◆「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備します。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続します。
- ◆いじめた児童には、いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるよう配慮のもと継続します。

#### ④いじめ解消に向けた取り組み

- ◆いじめられていた児童が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラー等、専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ◆いじめを行っていた児童が、健全な活動目標（学習目標の設定、児童会の活動、クラブ活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
- ◆いじめを見ていた児童にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- ◆児童が、児童会等の活動（学級会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- ◆縦割り班活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り切ろうとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ◆学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育み

ます。

##### ⑤インターネット上のいじめに対する対処

- ◆児童の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努めます。
- ◆未然防止の観点から児童に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得ます。
- ◆児童間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努めます。
- ◆不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処します。

### 〔開田小学校 なかよし宣言〕

(暴力・暴言・いじめは絶対にしないと誓います)

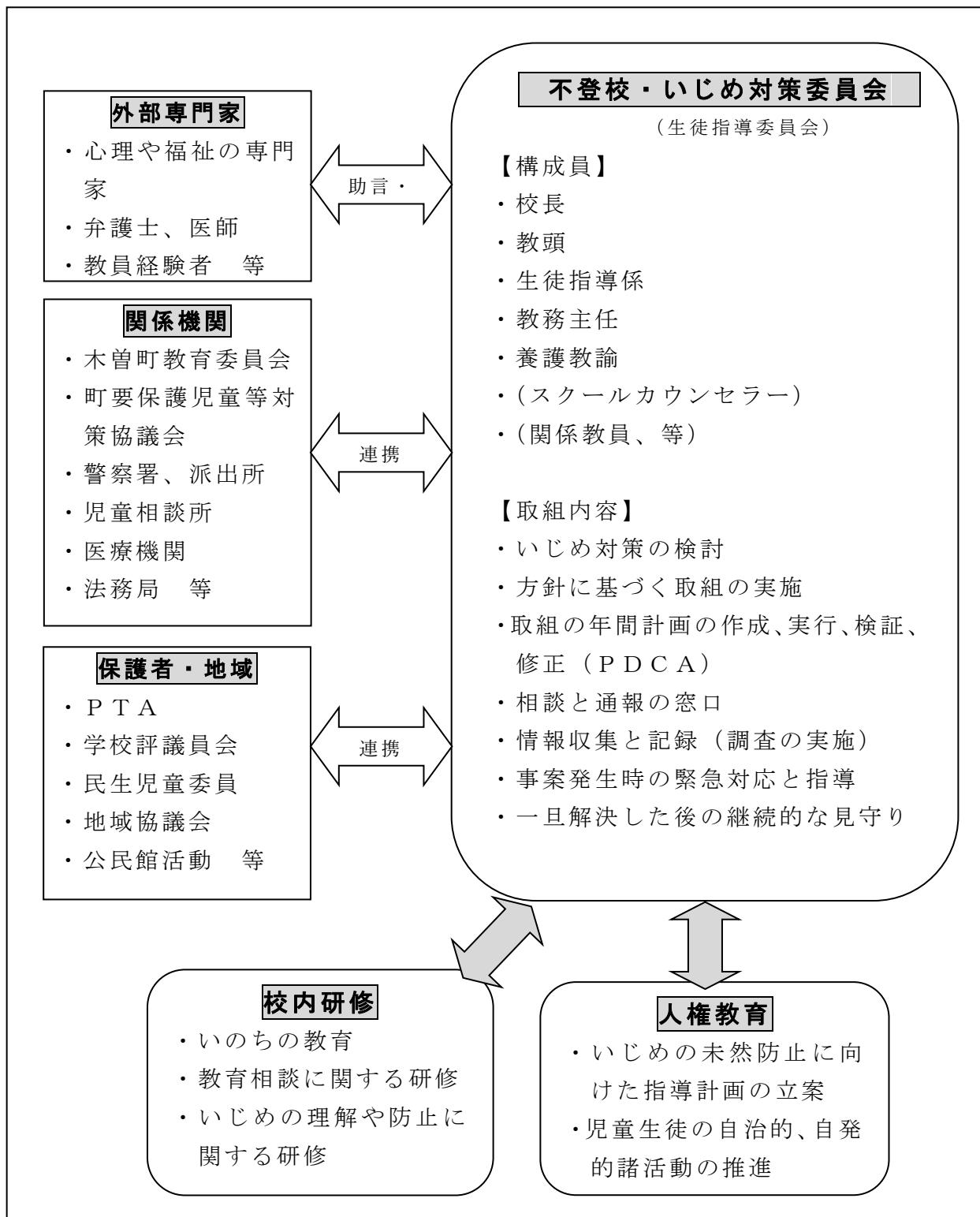
○私たちは絶対に暴力をしません。嫌な言葉を言いません。

○私たちは人も自分も大切にします。心も傷つけません。

○いじめを見たら必ず助けます。

- ・止める
- ・先生を呼ぶ
- ・知らせる

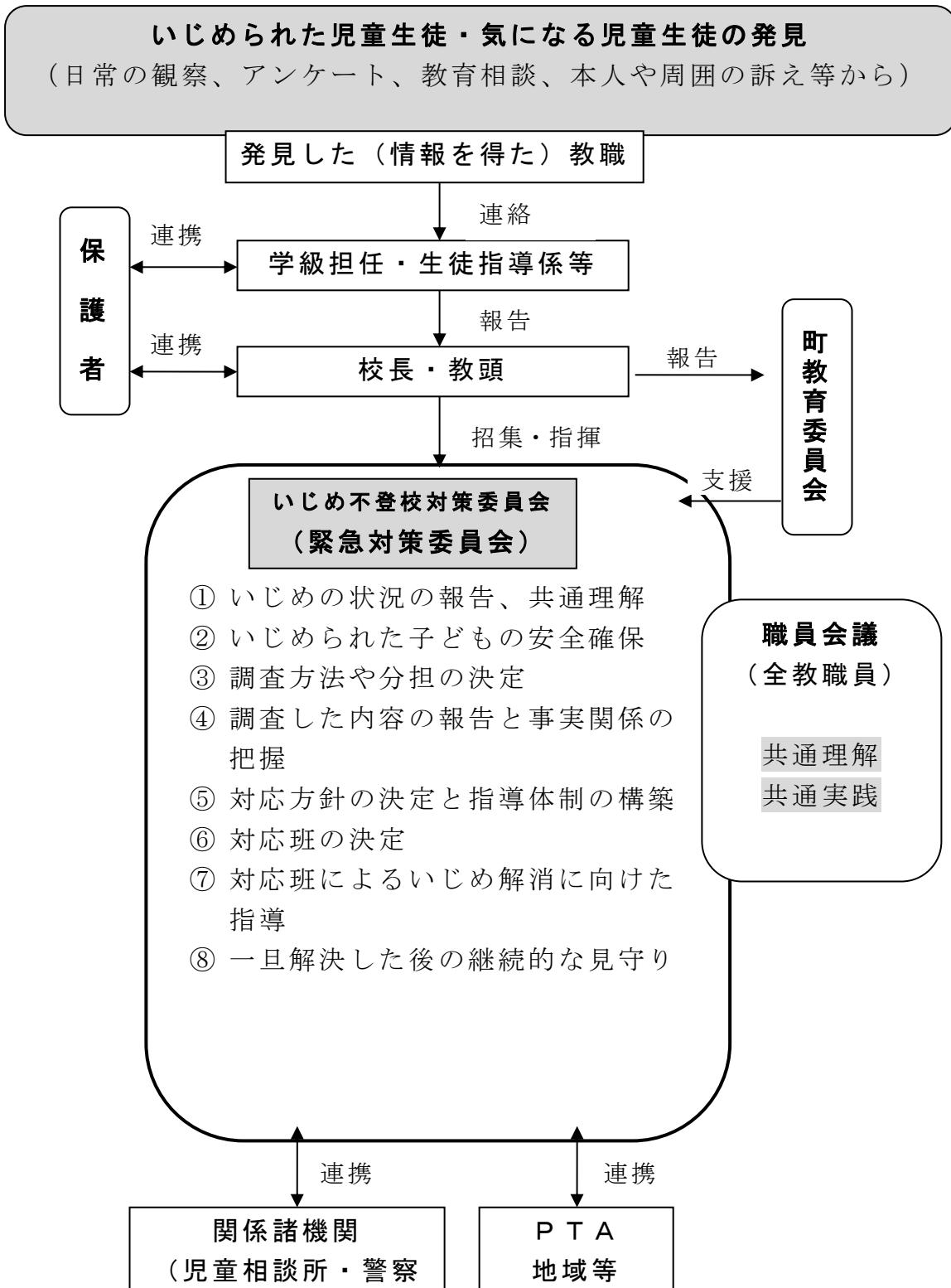
図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  
(法第22条に基づく組織【必置】)



※「生徒指導委員会」を母体にして行動する。

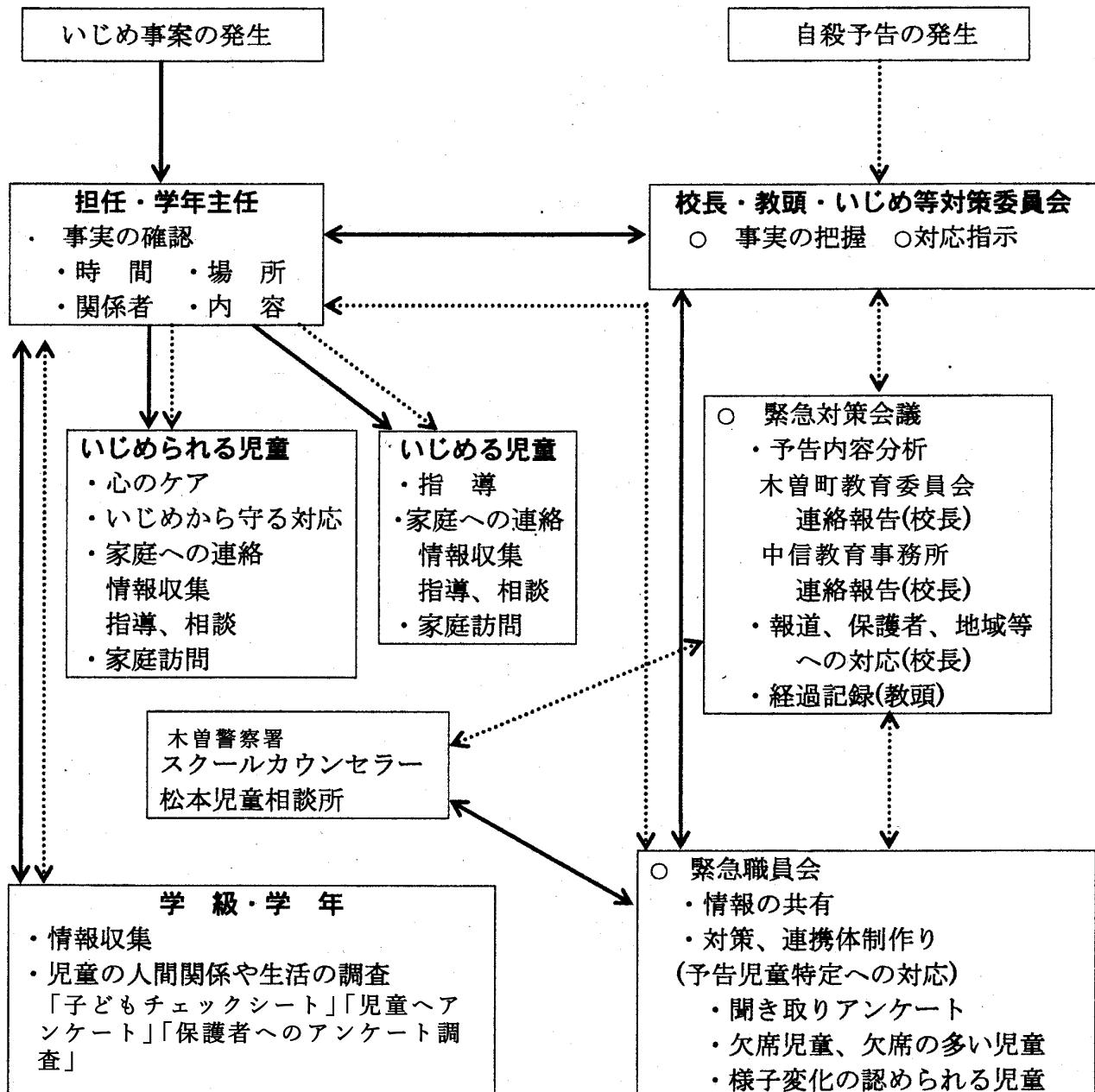
※事案に応じて学級担任等参加して行動する。

図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



# 生徒指導（いじめ）の発生

いじめ ⇔ 予告



## 《留意事項》

- (1) 当該児童の人権に配慮し、職員の言動や情報の扱いには十分に注意する。
- (2) 児童への一斉指導や全家庭に電話連絡をする場合は、文案を作成して共通の文言で行うよう配慮する。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、継続的な観察と支援に心がける。